【論 文】

準市場としての保育所の選択制(3)

児 山 正 史

目次

- 1. はじめに
- 2. 概観 (以上、第9号)
- 3. 利用者の行為主体性
- 4. 条件の充足
 - (1) 競争
 - ①供給量
 - ②国の計画・支出
 - ③規制緩和 (以上、前号)
 - ④施設・職員の確保
 - ⑤営利企業の参入
 - ⑥保育所以外の施設・事業 (以上、本号)
 - (2) 情報
 - (3) いいとこ取り
- 5. 良いサービスの提供
- 6. おわりに

④施設・職員の確保

保育所の施設・職員を確保するために、規制緩和以外の方法もとられてきた。

(a)施設

施設を確保するための対策としては、土地・建物の賃借料への補助、公有財産の活用、大規模マンションへの併設促進の制度が設けられてきた。以下、これらの制度や結果を見ていく。

(ア)土地・建物の賃借料への補助

土地・建物の借用については、先述のとおり、2000年3月以降、規制緩和が進められたが、2009

年度以降、賃借料への補助や給付費の加算の制度が設けられた。まず、2009年度からの安心こども基金の特別対策事業のうち賃貸物件による保育所整備事業として、継続的に保育を実施できる市町村以外の者が設置する保育所を対象に、国・市町村が賃借料・改修費等を補助する制度が導入された(文部科学省・厚生労働省2009)。2015年度からは別の事業に移行し、市町村が私立保育所を経営する者に賃借料などを補助し、その一部について国が補助する制度になった(厚生労働省2015c、同2016b、同2017c)。また、2015年度から、保育所が賃貸物件である場合に、賃借料を加算して給付費を支払う制度が導入された(特定教育・保育費用算定基準1条51号)。

土地・建物を借用した保育所の件数は、先述のとおり、2003年4月時点で全保育所数の1%未満であり、その後は不明である。

(イ)公有財産の活用

公有財産を活用して保育所を設置する制度としては、1997年からの公立学校の余裕教室の転用、2001年からの公有財産の貸付け、2015年度からの公私連携保育法人がある。

第1に、公立学校の余裕教室の保育所への転用を進めるために、1997年の文部省の通知により手続きが簡略化され、1998年度に国庫補助の制度が導入された。まず、1997年の文部省の通知以前は、公立学校施設整備費補助金等の交付を受けて取得した財産をその目的に反して使用するに当たっては、文部大臣の承認が必要とされていたが、同通知により、補助事業完了後10年超を経過した建物を無償で保育所などに転用する場合は、文部大臣に報告書を提出すれば承認があったものとして取り扱われることになり、また、補助金相当額の国庫への納付を要さないとされた(文部省1997、文部科学省2007、同2008a、同2015、同2019a、同2020)。さらに、1998年からは、余裕教室を保育所に転用するために必要な工事が国庫補助の対象とされた(厚生省1999、厚生労働省2005b、同2007、同2008b)。しかし、余裕教室が保育所・保育施設として活用されていた件数は、2009年は43、2013年は63、2017年は81(全保育所数の0.3%)だった(文部科学省・厚生労働省2010、文部科学省2014、同2017、厚生労働省施設概況2017:表1)。

第2に、2001年11月の児童福祉法改正により、保育の需要が増大している市町村は、公有財産の貸付けなどの措置により、多様な事業者の能力を活用した保育所の設置・運営を促進し、国・都道府県は、市町村の措置に関し必要な支援を行うものとされた(2015年の同法改正により、市町村は必要に応じ上記のことを行うものとされた)(56条の7)。そして、2002年2月の施設整備費の国庫補助金の交付要綱の改正により、市町村が社会福祉法人や公益法人に貸し付けて保育所を設置させることを目的として施設・設備を整備する事業に対し、都道府県が4分の3、国がその3分の2を補助する制度が導入された(厚生省2002a)。また、2005年度の次世代育成支援対策施設整備交付金の交付要綱でも、都道府県・市町村が社会福祉法人や公益法人に貸し付けて保育所を設置させることを目的とした事業が交付対象とされた(厚生労働省2005a)。しかし、2006年度からこの規定は削除され(厚生労働省2006)、また、2009年度からの安心こども基金の管理運営要領や2015年度からの保育所等整

備交付金の交付要綱にも、このような規定は見られない(文部科学省・厚生労働省2009、厚生労働省2015f)。公有財産の貸付けにより設置した保育所がある市町村の割合は、2002年には土地が10%、建物が2%だったが(厚生労働省児童概況2002)、そのような保育所の数やその後の状況は不明である。

第3に、2015年度施行の児童福祉法改正により、市町村長は、公私連携保育法人に対し、保育所での保育を行うために必要な設備を無償または時価よりも低価格で貸し付けまたは譲渡するものとされた。公私連携保育法人とは、公私連携型保育所の設置・運営を目的とする法人であり、公私連携型保育所とは、市町村から設備の貸付け・譲渡などの協力を得て保育を行う保育所である (56条の8)。公私連携型保育所の数などは不明であるが、今のところ少数であると見られる (1)。

(ウ) 大規模マンションへの併設

2017年に厚生労働省・国土交通省の通知が自治体に出され、大規模マンションの開発事業者に対し、保育施設の設置を要請し、モデル事例について情報提供するよう依頼された(厚生労働省・国土交通省2017)。また、同年の厚生労働省の通知では、保育所の近隣に居住する子どもの入所を優先することは、大規模マンションでの保育所の設置促進にも資することから、このような優先利用について検討するよう依頼された(厚生労働省2017f)。

厚生労働省・国土交通省の通知には、マンションへの保育施設の併設事例として、8か所、定員460人分が記載されているが(厚生労働省・国土交通省2017)、施設・定員などの総数は不明である。

以上のように、施設を確保するための規制緩和以外の方法がとられてきたが、それらによる供給 増加の効果は僅少または不明だった。

(b)職員の確保

職員の確保については、対策の経緯を概観した上で、職員不足の状況、主な要因と対策、その効果を見ていく。

職員の確保のための対策は2013年度から本格化した。2013~17年度の「待機児童解消加速化プラン」や2018~22年度の「子育て安心プラン」では、保育士・保育人材の確保が主な施策として掲げられた。また、2013年度には「保育を支える保育士の確保に向けた総合的取組」(厚生労働省2013c)(以下、「総合的取組」)、2014年度には「保育士確保プラン」(厚生労働省2015a)が公表され、2015年度には保育士等確保対策検討会が設けられた。

「総合的取組」では、2017年度末の保育士の必要数が46.0万人、同じく推計が38.6万人であり、7.4万人不足するとされた(厚生労働省2013c:10)。また、「保育士確保プラン」では、2017年度末までに46.3万人の保育士を確保することが目標とされ、2013年度の保育所勤務保育士数37.8万人と2017年度末までの自然増2万人を差し引くなどすると、新たに6.9万人の保育士が必要になるとされた(厚生労働省2015a)。さらに、「待機児童解消加速化プラン」の目標の上積みに伴い、必要となる保育人材

数は6.9万人から2万人程度上積みされ、9万人程度とされた(内閣府他2016:38)。

保育士が不足する一方で、保育士の資格を持ちながら保育所等で勤務していない潜在保育士が 2013年度には76万人いたとされる(厚生労働省2015g:10)。そして、保育士資格保有者が保育所で勤 務しない理由としては、給与の低さが上位に挙げられることが多かった。「総合的取組」には、保育 士資格を持ちながら保育士としての就職を希望しない求職者 (回答958) への調査結果が記載されて おり、希望しない理由は(複数回答、以下、本段落では同じ)、賃金が希望と合わないが最も多く 47%であり、以下、他職種への興味が43%、責任の重さ・事故への不安が40%、自身の健康・体力 への不安が39%、休暇が少ない・取りにくいが37%などだった(厚生労働省2013c:14,17)。また、保 育士等確保対策検討会では、東京都の保育士登録者への2013年の調査結果が紹介され、現職保育士 が職場に対して改善してほしいと思っている事柄は、給与・賞与等の改善が最も多く59%であり、 以下、職員数の増員が40%、事務・雑務の軽減が35%などだった(厚生労働省2015g:8)。なお、この 調査によると、現職の保育士 (有効回収8.214) のうち退職する意向の者 (18%) が挙げた理由は、給 料が安いが最も多く65%であり、以下、仕事量が多いが52%、労働時間が長いが37%などだった。 ただし、退職した保育士(有効回収2,871)が挙げた理由は、妊娠・出産が26%、給料が安いが25% などであり、保育士資格を持ちながら保育士として就業したことがない者(有効回収3.969)が挙げ た理由は、別の職業(幼稚園を含む)を希望したが49%、希望する給与待遇の求人がなかったが 17%などだった。また、退職者が今後保育士として働く場合に求める条件は、勤務日数が67%、通 勤時間が67%、勤務時間が62%、雇用形態が49%であり、給与等は第5位の39%だった。未就業者 が求める条件も、勤務日数が59%、通勤時間が57%、勤務時間が52%であり、給与等は第4位の 46%だった (東京都2014:7-8,65,69,77-8,88-9)。

給与面の対策としては、人事院勧告に準拠した給与の引き上げ(2014~19年度に各1~2%)に加えて、2013年度に安心こども基金の保育士等処遇改善臨時特例事業として2.85%の引き上げ、2015年度に給付費の処遇改善等加算(賃金改善要件分)として3.0%の引き上げが行われるなどした(厚生労働省2019:参考資料2、文部科学省・厚生労働省2013:別添7の5、特定教育・保育費用算定基準1条18号)。全国の保育所(有効回答1,969)への調査によると、これらの加算を受けた保育所に2012年度末と2015年度末に在籍していた保育士の給与は、この間に14%上昇した(厚生労働省2017d:17)。また、保育士全体の年収は、2009年度の328万円から2013年度の310万円まで低下した後、上昇に転じ、2019年度には363万円(2013年度と比較して17%増)になった(厚生労働省2017e:11、厚生労働省賃金調査2009,2017-2019:職種別第1表)。

厚生労働省の推計によると、保育所等で勤務する保育士の数は2013年度の38.1万人から2017年度の46.4万人に増加し、保育所等で勤務する保育人材の数も同じ期間に41.1万人から50.8万人に増加した。そして、「保育士確保プラン」における当初の目標は2017年度に保育士が46.3万人、上積み後の目標は同年度に保育人材が48.3万人だったことから、目標としていた数を確保できたと厚生労働省は考えているとされる(会計検査院2019b:144-5)。

しかし、「保育士確保プラン」では、2013年度の保育所勤務の保育士数・保育人材数は37.8万人とされており(厚生労働省2015a、内閣府他2016:38)、上記の推計の同年度の数値(38.1万人、41.1万人)と一致しない。そのため、「保育士確保プラン」の2017年度の目標と上記の推計の同年度の実績の計算方法も異なっている可能性がある⁽²⁾。また、「保育士確保プラン」では、2013~17年度の増加数は、保育士・保育人材の自然増が2万人、新たに必要となる保育士が当初は6.9万人、上積み後は保育人材が9万人程度とされ(同上)、合計はそれぞれ8.9万人、11万人とされていた。他方、上記の推計における同期間の増加数は、保育士が8.3万人、保育人材が9.7万人であり、「保育士確保プラン」の増加数よりも小さい(それぞれ93%、88%)。

このように、2013~17年度に、保育士は8.3万人(22%)、保育人材は9.7万人(24%)増加し、厚生労働省は目標が達成されたと考えているが、達成率は9割程度だった可能性もある。

最後に、職員不足への効果については、まず、保育士の有効求人倍率(各年度において最も高かった数値)は、2013年度の1.74倍から2019年度の3.86倍に上昇した(厚生労働省2015g:1、同2021)。また、全国の保育所・認定こども園への2016、18年の調査(有効回答1,615、1,069)によると、要員不足ありという回答は25%から29%に増加し、要員不足ありと回答した保育所・認定こども園のうち受入制限ありという回答も18%から29%に増加した(福祉医療機構2017:9、同2019:8)。

以上のように、2013年度から職員の確保のための対策が本格化し、保育士の給与が2019年度までに17%引き上げられ、保育所等で勤務する保育士・保育人材の数は2017年度までに2割以上増加し、目標は9割程度は達成されたが、職員不足の状況は悪化している。

⑤営利企業の参入

営利企業による保育所の設置・運営は、2000年の厚生省の通知により可能になった。しかし、その後も、施設整備費に関する国の支出は営利企業を対象とせず、運営費を配当などに支出することが認められなかったため、企業側からは、施設整備費の軽減策や運営費の使途の自由化が提言された(福武2001)。施設整備費に関する国の支出は2017年度から大部分の自治体で営利企業を対象とすることが可能になったが、それ以前にも、施設整備費の軽減策として、PFI(Private Finance Initiative)の活用、減価償却費分の給付費の加算、施設の確保のための制度が設けられ、また、運営費の使途制限が緩和された。以下では、営利企業の参入規制の撤廃、施設整備費に関する国の支出の対象の拡大、施設整備費の軽減策、運営費の使途制限の緩和の内容などを整理した上で、営利企業の参入状況を見ていく。なお、営利企業のサービスの質などについては5章で述べる。

(a)参入規制の撤廃

1951年施行の社会福祉事業法では、第1種社会福祉事業は国・地方公共団体・社会福祉法人が経営することが原則とされたが、保育所を経営する事業は第2種社会福祉事業とされ、経営主体は限定されていなかった(2条3項、4条)。しかし、1963年の厚生省の通知により、私人の行う保育所の

設置経営は社会福祉法人が行うこととされた(厚生省1995)。

この通知は2000年3月の通知により廃止され、待機児童の解消への取組みを容易にする観点も踏まえ、社会福祉法人以外の者による申請の審査基準が示された(厚生省2000a)。また、子ども・子育て関連三法の施行に先立つ2013年5月の通知では、保育需要が充足されていない場合には、設置主体を問わず、審査基準に適合している者からの保育所設置の申請を認可するものとされた(厚生労働省2013b)。

(b)施設整備費に関する国の支出

施設整備費に関する国の支出は、2016年度まで営利企業を対象としていなかった。まず、営利企業の参入が可能になった2000年時点の児童福祉法では、都道府県は、社会福祉法人や公益法人が設置する児童福祉施設の新設・修理などに要する費用の4分の3以内を補助することができ、国庫は、都道府県が補助した金額の3分の2以内を補助することができる旨が定められていた(56条の2)。2005年度からの次世代育成支援対策施設整備交付金も、社会福祉法人や公益法人が設置する施設に係る事業に対し、都道府県・市町村が行う補助事業が交付対象とされた(厚生労働省2005a)。また、2009年度からの保育所緊急整備事業の対象施設の設置主体も、社会福祉法人や公益社団・財団法人とされた(文部科学省・厚生労働省2009)。

2015年度からの保育所等整備交付金も、当初は、社会福祉法人や公益法人が設置する事業が対象とされていた(厚生労働省2015f)。しかし、2017年度からは、財政力指数が1.0未満の市町村などでは、市町村が認めた者が設置する施設に係る事業に対し、市町村が行う補助事業が交付対象とされた(厚生労働省2017a、同2018)。財政力指数が1.0以上の市町村は4%前後であるため(総務省2017-2021:資料編:第3表)、大部分の市町村は営利企業への補助事業にこの交付金を用いることが可能である。

ただし、地方単独の補助金に関する全国の市町村への2013年の調査(有効回答430)によると、地 方単独事業として私立保育所への補助金の交付を行っている市町村(85%)のうち、対象を社会福 祉法人に限定したり、社会福祉法人と他の法人との間で補助金額・交付条件等に差を設ける制度が ある割合は23%だった。また、全国の保育所を設置している株式会社・有限会社への同年の調査 (有効回答170)によると、地方単独事業の補助制度で株式会社・有限会社に不利なものがあると認 識している割合は55%だった(公正取引委員会2014b: 43-5)。

以上のように、施設整備費に関する国の支出は2016年度まで営利企業を対象としていなかったが、2017年度から大部分の市町村で営利企業への補助事業に用いることが可能になった。ただし、営利企業を対象に補助を行う市町村がどのくらいあるかは不明である。

(c)施設整備費の軽減

営利企業の施設整備費を軽減するために、2001年度にPFIの活用、2015年度に減価償却費分の給付費の加算の制度が導入された。また、④で述べた施設の確保のための対策の多くは、営利企業を

対象に含んでいた。

(ア)PFI

PFIを活用して施設整備費を軽減する制度は、2001年度のPFI法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)と補助金交付要綱の改正により導入された。なお、PFI事業者となる特定目的会社に社会福祉法人は出資できないとされており(厚生労働省2001:179)、PFIは営利企業を対象とした制度であるといえる。

第1に、2001年12月にPFI法が改正され、地方自治体が行政財産をPFI事業者に貸し付けることができる旨が規定された(11条の2、2013年改正後69条)。これにより、PFI事業者が地方自治体から借りた土地に施設を建設することなどが想定されていた(厚生労働省2001:182)。

第2に、2002年2月に施設整備費の国庫補助金の交付要綱が改正され、PFIのうちBTO (Build-Transfer-Operate) による施設の設置を目的として、地方自治体が事業者から建物等を買収する事業に対し、都道府県が4分の3、国がその3分の2を補助する制度が導入された(厚生省2002a)。BTOとは、事業者が施設建設を行った後、ただちに地方自治体に施設を買い取ってもらい、施設の貸与を受けて事業を行う方式である(厚生労働省2001:178)。2005年度の次世代育成支援対策施設整備交付金の交付要綱でも、都道府県・市町村がPFI事業者に貸し付けて保育所を設置させることを目的として建物を買収する事業が交付対象とされた(厚生労働省2005a)。しかし、2006年度からこの規定は削除され(厚生労働省2006)、また、2009年度からの安心こども基金の管理運営要領や2015年度からの保育所等整備交付金の交付要綱にも、このような規定は見られない(文部科学省・厚生労働省2009、厚生労働省2015f)。

2010年末時点では、PFI事業376件のうち保育所は2件(福祉施設等17のうち0、複合施設等42のうち2)だった(内閣府2010)。また、2019年度までのPFI事業は818件(福祉施設等25、複合施設等77)であり(内閣府2021:6)、PFIを活用した保育所は少ないと考えられる。

(イ)減価償却費加算

2015年度から、施設整備費補助金を受けない保育所に対し、減価償却費の一部を加算して給付費を支払う制度が導入された(特定教育・保育費用算定基準1条50号)。この制度は、社会福祉法人と株式会社のイコールフッティングのための制度として位置づけられている(公正取引委員会2014a:1)。加算額は、減価償却費の一部とし、施設整備費補助の水準(公費4分の3)を踏まえて設定するという方針が示された(内閣府2014:67、子ども・子育て会議2013:37)。

しかし、減価償却費加算を受けた営利企業の数などは不明である。

(ウ)施設の確保

④で述べた施設の確保のための対策のうち、公有財産の貸付け以外のものは、営利企業も対象に

含んでいた。まず、2009年度からの賃借料補助、2015年度からの賃借料加算、2015年度からの公私連携保育法人は、当初から営利企業を除外していなかった。他方、余裕教室の転用のための手続きの簡略化と国庫補助は、当初は、営利目的の場合を除いていたが(文部省1997、文部科学省2007、厚生省1999、厚生労働省2005b、同2007、同2008)、それぞれ2008、11年から営利目的の場合も対象とされた(文部科学省2008a、同2015、同2019a、同2020、厚生労働省2011a)。なお、公有財産の貸付けに関する補助金は、社会福祉法人や公益法人に貸し付けて保育所を設置させることを目的とする事業に限られていた(厚生省2002a、厚生労働省2005a)。

しかし、土地・建物の借用件数は2003年4月時点で全保育所数の1%未満であり、近年の件数は不明だった。また、余裕教室が保育所・保育施設として活用されていた件数は2017年に全保育所数の0.3%であり、公私連携保育法人も少数であると見られた。

以上のように、営利企業の施設整備費を軽減するために、PFIの活用や減価償却費分の給付費の加算の制度が設けられ、また、施設の確保のための対策の多くは営利企業を対象に含んでいた。しかし、これらの実施件数は僅少または不明である。

(d)運営費の使途制限の緩和

2000年3月の通知により、営利企業による保育所の設置・運営が可能になったが、同日の別の通知において、運営費の支出を認めていない経費として、配当、役員報酬、土地購入費、他の事業への繰り入れ等が挙げられた(厚生省2000b)。企業側からは、民間企業は利益を上げて配当や役員報酬のコストを賄っており、民間企業が参入するためには利益処分の自由化が必要であると主張された(仕事子育で調査会2001:福武委員)。

2002年3月には上記の通知が改正され、配当等に運営費の支出を認めていない旨の記述が削除された(厚生省2002b)。しかし、配当に対して支出が行われている保育所は、民間施設給与等改善費の加算の対象にならないものとされた。民間施設給与等改善費は、余剰がなく給与改善に支障をきたすおそれのある民間施設と公立施設の間の職員給与格差の是正を目的としていることが理由とされた(厚生省2002c)。

この規定は2014年度まで続いたが(厚生省2012)、2015年度に運営費が委託費に変更され、民間施設給与等改善費が処遇改善等加算に変更された際に削除された(内閣府・厚生労働省2015)。

以上のように、2000年時点では運営費を配当等に支出することが認められず、2002年以降も配当に支出すると加算を受けられない制度が続いたが、2015年度からそのような制度は廃止された。

(e)営利企業の参入状況

営利企業の保育所数は (表1)、 $2001 \sim 09$ 年は $10 \sim 30$ 程度の増加にとどまったが、 $2010 \sim 13$ 年は100近く、2014年は200近く増加し、 $2015 \sim 17$ 年は300前後、 $2018 \sim 19$ 年は400近く増加した。そ

表1 営利企業の保育所数

出典等	(1	I)	2		
	数	増減	数	増減	
2001	6	6	_	—	
2002	18	12	_	_	
2003	28	10	_	_	
2004	_	—	_	_	
2005	_	—	_	_	
2006	_	—	_	_	
2007	_	—	118	—	
2008	_	_	149	31	
2009	_	_	157	8	
2010		_	227	70	

出典等	(2	2)	3		
	数	増減	数	増減	
2011	301	74	—	_	
2012	382	81	378	_	
2013	474	92	486	108	
2014	657	183	650	164	
2015	927	270	981	331	
2016	_	_	1,264	283	
2017	—	_	1,601	337	
2018	_	_	1,975	374	
2019	—	_	2,360	385	

出典:①厚生労働省2003:232、②厚生労働省2016a:3、③厚生労働省施設調査2012-2019:第2表:基本票。
 注:「一」は数値なし。①各年4月1日までの認可件数の累計。②調査月不明。③10月、保育所型・幼保連携型認定こども園を含む。①③設置主体が営利法人のもの(②は不明)。

表2 営利企業の参入の背景・要因

開始年	内容	年間増加数	
2000	参入規制の撤廃		
2001	PFI	2001~09年、6~31	
2002	運営費の配当への支出が可能		
2009	土地・建物の賃借料への補助	2010~13年、70~108	
2011	余裕教室の転用への国庫補助	2010~13#、70~108	
2013	設置主体を問わず認可するよう通知	2014年、164~183	
	減価償却費加算		
2015	運営費を配当に支出しても加算可能	2015~19年、270~385	
	公私連携保育法人	2015. 194. 270~303	
2017	施設整備費に関する国の支出が可能に		

して、2019年には営利企業の保育所は全保育所の8%になった。なお、営利企業の保育所の定員・利用者の数に関するデータは見られなかった。

営利企業の保育所が増加した背景としては(表2)、2000年3月に参入規制が撤廃され、2002年3月に運営費の配当への支出が可能になったことが挙げられる。その上で、2010年頃からの大幅な増加の直接の要因としては、2009年度に土地・建物の賃借料への補助が始まり、2013年5月の通知において設置主体を問わず認可するよう求められ、2015年度に減価償却費加算が始まるとともに、運営費を配当に支出しても人件費への加算が受けられるようになり、2017年度から施設整備費に関する国の支出の対象が大部分の市町村で営利企業に拡大されたことが考えられる。ただし、これらの実施状況は不明である。なお、PFIによる保育所は2010年に2件だけであり、余裕教室を活用した保育所・保育施設は2017年に全保育所の0.3%であり、公私連携保育法人は少数であると見られることから、営利企業の保育所の増加の主な背景・要因ではないと考えられる。

⑥保育所以外の施設・事業

保育サービスを提供する保育所以外の施設・事業としては、幼稚園の預かり保育、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設などがある。これらの施設・事業の供給を増やすことは、保育所への需要を減らし、保育所間の競争につながると考えられる。以下では、保育所以外の施設・事業の制度や実態を見ていく。

(a)幼稚園の預かり保育

幼稚園の預かり保育は、「待機児童ゼロ作戦」(2002 ~ 04年度)、「待機児童解消加速化プラン」(2013 ~ 17年度)、「子育て安心プラン」(2018 ~ 22年度)の主な施策として掲げられた。

預かり保育とは、教育課程に係る教育時間(4時間を標準とする)の前後や休業日などに、園児のうち希望者を対象に教育活動を行うことである。1997年度から私立幼稚園に対して「預かり保育推進事業」として私学助成が実施され、2002年度から市町村に対して地方交付税が措置された(文部科学省2008b、幼稚園教育要領)。2015年度からは、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付を受ける幼稚園は、市町村の「一時預かり事業(幼稚園型)」として実施することになったが、私立幼稚園は引き続き私学助成による預かり保育として実施することも可能とされた(文部科学省2013:22)。

預かり保育(一時預かり事業を含む)を実施している幼稚園の割合は、1993年度には19%だったが、1997年度は29%、2006年度は71%、2019年度は88%になった。長期休業中(春・夏・冬休み)以外の平日の1日当たりの利用者数は、2007年度に13万人、2019年度に17万人であり、保育所の利用者数に対する比率は、2019年度は7%だった。ただし、預かり保育を実施している幼稚園のうち、長期休業中にすべて実施している割合は、2019年度に69%だった(文部科学省幼児調査2007、同2019:30,32-3)。

このように、2019年度には、幼稚園の9割が預かり保育を実施し、その利用者は保育所の利用者の7%に相当するようになったが、長期休業中にすべて利用できたのは、預かり保育を実施している幼稚園のうち7割だった。

(b) 認定こども園

認定こども園は、2006年10月施行の認定こども園法により導入された。その背景の1つとして、保育所の待機児童が存在する一方で、幼稚園の利用者は減少しており、既存施設の有効活用による 待機児童の解消が求められていることが挙げられた(文部科学省・厚生労働省2006:37)。

認定こども園は、保育所型、幼稚園型、幼保連携型、地方裁量型に分類される。保育所型は保育所が幼稚園的な機能を備えたもの、幼稚園型は幼稚園が保育所的な機能を備えたもの、幼保連携型は幼稚園・保育所が一体的に設置されたもの、地方裁量型は無認可の施設が幼稚園的な機能と保育所的な機能を備えたものである(同上:40)。

国の財政措置は、当初、保育所・幼稚園の認可を受けた施設(幼保連携型を含む)に対して行わ

表3 認定こども園による保育サービスの増加

		2015	2016	2017	2018	出典等
	幼稚園型	19,428	24,724	30,882	37,086	1
 利用者	幼保連携型(移行除く)	102,239	133,747	186,576	200,431	D
利用有	地方裁量型	2,581	2,972	3,036	2,942	2
	(計)	124,248	161,443	220,494	240,459	

※幼保連携型(移行除く)の推計

			2015	2016	2017	2018	出典等	備考
		公営	31,076	37,967	46,610	59,406	3	А
利用者	合計	私営	138,195	212,873	284,096	373,498	<u> </u>	A
		(計)	169,271	250,840	330,706	432,904		
	合計	公立	371	451	551	647	2	В
施設	ПП	私立	1,559	2,334	3,067	3,762		Б
旭収	移行除く	公立	302	345	447	508	(4)	С
	1911 除入	私立	868	1,148	1,606	1,549	4)	
		公営	25,296	29,043	37,812	46,643	A × C/B	
利用者	移行除く	私営	76,942	104,704	148,764	153,787	A ^ C/ D	
		(計)	102,239	133,747	186,576	200,431		D

出典:①厚生労働省保育状況2018:2、②内閣府2016-2018、③厚生労働省施設調査2015-2018:個別表:施設票:第8表、④文部科学省アスベスト2015-2018。
 注:利用者は保育認定を受けた者。「移行」は保育所からの移行。

れ (同上: 44)、保育所型の幼稚園的な機能、幼稚園型の保育所的な機能、地方裁量型に対しては行 われなかった。しかし、2008年度補正予算からは、保育所型の幼稚園的な機能と幼稚園型の保育所 的な機能に対しても安心こども基金による補助が行われ、また、地方裁量型を地方自治体が支援し た場合に地方財政措置が行われるようになった(認定こども園検討会2009:5、内閣府2013:別紙2:1)。 さらに、2015年度から、認定こども園は保育所・幼稚園とともに施設型給付費の対象とされ、支給 認定を受けた子どもが認定こども園から教育・保育を受けたときは、市町村は保護者に対し給付費 を支給することが定められた(子ども・子育て支援法27条)。

認定こども園の数は、2008年(4月1日時点、以下同じ)には229、2011年には762であり、2014年 までは年100 ~ 200の増加にとどまったが、2015年には約1,500、2016年以降も年1,000前後増加し、 2020年には8,016になった(内閣府2008:4、同2020)。ただし、この中には、保育所から移行した保育 所型・幼保連携型の認定こども園が含まれていると考えられる。これらを除く認定こども園の利用 者数を推計すると (表3)、2015年度の12万人から2018年度の24万人に増加した ⑶。この人数は、保 育所 (保育所型・幼保連携型認定こども園を含む) の利用者数に対して、2015年度は5%、2018年度 は10%に相当する。

以上のように、2006年に導入された認定こども園は、特に2015年から増加し、その利用者は保育 所の利用者の1割に相当するようになった。

(c)地域型保育

地域型保育については、意味や経緯、国の計画における位置づけ、受入枠・利用者の数を見てい く。

2015年度施行の子ども・子育て支援法によると、地域型保育は、家庭的保育、居宅訪問型保育、小規模保育、事業所内保育である(7条5項)。家庭的保育とは、家庭的保育者(保育士など厚生労働省令で定める者で、市町村長が適当と認めるもの)がその居宅など(乳幼児の居宅を除く)において行う保育であり、居宅訪問型保育とは、家庭的保育者が乳幼児の居宅において行う保育である。小規模保育とは、定員6~19人の施設において行う保育であり、事業所内保育とは、事業主がその雇用する労働者の監護する乳幼児を保育するために設置した施設などにおいて行う保育である(7条6-9項、児童福祉法6条の3第9-12項)。地域型保育は、地域型保育給付費の対象とされ、支給認定を受けた3歳未満の子どもが地域型保育を受けたときは、市町村は保護者に対し給付費を支給する(子ども・子育て支援法29条)。

地域型保育は、2014年度以前から実施されていた。家庭的保育は、自治体の事業として1970年代を中心に増加し(五十嵐2017:9)、2000年度から国の補助事業の対象とされ(厚生労働省2009a)、2010年度施行の法改正によって児童福祉法に位置づけられた(6条の2第9項、34条の14)。居宅訪問型保育については、1994年度から国のベビーシッター育児支援事業(2009年度からベビーシッター派遣事業)が実施され、利用料の一部が助成された(厚生労働省2010)。小規模保育は、2001年頃から自治体の補助を通じて増加したとされる(全国小規模保育協議会2016:15-6)。事業所内保育については、1993年度から事業所内保育施設設置・運営等助成金(2011年度から事業所内保育施設設置・運営等支援助成金)が実施された(会計検査院2013:338、厚生労働省2012)。

地域型保育のうち、家庭的保育(保育ママ)は「待機児童ゼロ作戦」(2002 ~ 04年度)や「子ども・子育てビジョン」(2010 ~ 14年度)において、小規模保育や事業所内保育は「待機児童解消加速化プラン(2013 ~ 17年度)」において、主な施策として掲げられた。

地域型保育の受入枠は(表4)、2020年に11万人であり、小規模保育が大部分を占める。また、利用者は(表4)、2020年に9万人であり、保育所の利用者に対して3%に相当する。

衣 4	54 地域型保育の受入枠・利用者 									
		2015	2016	2017	2018	2019	2020			
受	入枠									
	家庭的保育事業	4,285	4,404	4,256	3,951	3,875	3,800			
	居宅訪問型保育事業	13	33	163	197	234	261			
	小規模保育事業	25,445	41,620	57,293	71,181	81,987	90,008			
	事業所内保育事業	5,147	6,270	8,734	11,235	12,946	13,920			
	(計)	34,890	52,327	70,446	86,564	99,042	107,989			
利]用者(計)	23,528	39,895	56,923	71,719	81,866	88,755			

表4 地域型保育の受入枠・利用者

[•] 出典: 受入枠は厚生労働省プラン集計2015-2020、利用者は厚生労働省保育状況2017, 2020。

(d)認可外保育施設

認可外保育施設とは、児童福祉法に基づく都道府県知事の認可を受けていない保育施設である (厚生労働省2008c:2)。認可外保育施設の利用者は、1997年度は14万人、2003 ~ 12年度は18 ~ 20万 人、2015 ~ 18年度は15万人であり(厚生省児童概況1997、厚生労働省児童概況2003, 2006, 2009, 2012, 2015, 2018)、保育所の利用者に対する比率は6 ~ 10%である。

保育サービスを増やすための国の計画に認可外保育施設が記載された例としては、「待機児童ゼロ作戦」(2002 ~ 04年度)の自治体単独施策、「待機児童解消加速化プラン」(2013 ~ 17年度)における認可外保育施設の認可保育所への移行、「子育て安心プラン」(2018 ~ 22年度)の企業主導型保育がある。

以下では、認可外保育施設への自治体などの補助、認可保育所への移行、企業主導型保育の制度 や実態を見ていく。

(ア)補助

認可外保育施設の中には自治体の補助を受けるものがあり、その利用者数は2008年に5万人、受入枠は2015~20年に4~5万人だった(厚生労働省2009b:2、厚生労働省プラン集計2015-2020)。これは保育所の利用者・定員に対して2%に相当する。

また、認可外保育施設への国の補助のうち、認可保育所への移行を目的としないものは、2011 ~ 14年度に認可外保育施設運営支援事業(2013 ~ 14年度は同事業のB型)として行われた。これは、設備が基準を満たすなど質の確保された認可外保育施設に対し、運営費の一部を補助する事業である(厚生労働省2011b:別添1、文部科学省・厚生労働省2012-2014:別添6の3)。しかし、この事業の実施状況や効果は不明である。(4)

(イ) 認可保育所への移行

認可外保育施設の認可保育所への移行を支援する国の事業として、2002年度から保育内容についての指導や環境改善・改築の費用の補助、2013年度から運営費の補助が行われるなどしてきた。

まず、2002年度に認可化移行促進事業が始まった。この事業は移行促進事業と環境改善事業からなり、前者は保育内容などについての支援・指導・確認、後者は施設の環境改善を市町村が行うものであり、国が補助するとされた。対象施設は、市町村が認可保育所に移行すべきと認定した認可外保育施設で、認可化の意欲があるなどの要件を満たすものである(厚生省2002d:別添12)。2005年度には事業が再編され、2008年度には新しい通知が出されたが、事業の名称や内容はほぼ変わらず、認可化移行促進事業は保育内容などについての支援・指導・確認、認可化移行環境改善事業は施設の改修等を行うものとされた(厚生省2005:別添5,6、厚生労働省2008a:別添4,5)。これらの事業はそれぞれ2013、14年度で終了したが(厚生労働省2013a,2014a:別添4,5)、いずれも翌年度から類似の事業が始まり、その後も事業が再編され、移行先が認定こども園や地域型保育事業に拡大された(厚

生労働省2014b、同2015d、同2015b、同2017c:別添1, 4、同2020:別添3) (5)。

次に、2013年度に認可外保育施設運営支援事業 (A型) が始まり、5年以内に認可保育所・認定こども園への移行を希望する認可外保育施設に対し、運営費を補助するとされた(文部科学省・厚生労働省2013:別添6の3)。この事業も、2015年度以降、再編や移行先の拡大が行われた(厚生労働省2015e, 2016c, 2017b:別添1)⁽⁶⁾。

以上の事業のうち、保育内容についての指導などを行う認可化移行促進事業の実施箇所数は、2008 ~ 09年度は0、2010 ~ 13年度は各2 ~ 4だった(厚生労働省2011c、同2014c)。また、改修費等を補助する事業の実施市区町村数は、2014 ~ 17年にそれぞれ45、39、26、17だった(厚生労働省プラン集計2014-2017)。他方、運営費を補助する認可外保育施設運営支援事業の実施市区町村数は、2013年は73、2014年は111だった(厚生労働省プラン集計2014)。しかし、これらの事業によって認可外保育施設から認可保育所などに移行した数は不明である。

以上のように、認可外保育施設の認可保育所への移行を支援する国の事業が2002年度から行われてきたが、保育内容についての指導などを行う事業の実施箇所数は少なく、改修費や運営費を補助する事業によって認可保育所に移行した数は不明である。

(ウ)企業主導型保育事業

企業主導型保育事業は、2016年度施行の子ども・子育て支援法改正に基づき導入された。この改正により、政府は、事業所内保育事業を目的とする認可外保育施設に対し、助成・援助を行うことができるとされた(59条の2)。また、同年度の要綱では、上記の施設の設置者が行う事業が企業主導型保育事業とされ、その実施者に対し、運営費・施設整備費を助成する事業を行うことが定められた(平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱(7))。

企業主導型保育事業の受入枠は、2020年4月の見込みで8.7万人となった(厚生労働省プラン集計 2020)。これは、保育所の定員に対して3%に相当する。

ただし、受入枠の増加数として公表されている数値は、整備費の助成決定を受けながら開設に至っていない分や、改修により定員を増加した施設の既存分を含んでおり、2017年度までの増加数6.0万人のうち、未開設分(1.7万人)・既存分(0.1万人)を除いたものは4.1万人(69%)だったとされる(会計検査院2019b:125-6)。

また、開設後1年以上経過した施設(173を抽出)のうち、2017年10月~2018年9月の定員充足率がいずれも50%未満だったものが72施設あった(会計検査院2019a:5)。他方、2017年度までに助成決定した全2,736施設では、定員充足率は2017年4月に45%、2018年3月に61%(0~2歳児72%、3歳児以上22%)だった。3歳児以上の定員充足率が低かったのは、0~2歳児が繰り上がることを見越して低く抑えていることなどが理由であるとされた(内閣府2019:4)。

以上のように、2016年度に始まった企業主導型保育事業の受入枠は、2020年度初めには保育所の 定員に対して3%になったが、受入枠の数値には未開設分や定員未充足分が3~5割程度含まれて

表5 保育所以外の施設・事業

施設・事業		開始年	保育所の利用者・定員に対する比率				
	旭政・尹未	用知牛	時点(年)	比率(%)		備考	
幼	稚園の預かり保育	1997	2019	7	利用者 全長期休業中は69%		
認	定こども園	2006	2018	10	利用者		
地	域型保育事業	2015	2020 3 利用者				
認	可外保育施設						
	自治体の補助	不明	2020	2	定員		
	国の補助	2011	不明				
	認可保育所への移行	2002	不明				
	企業主導型保育事業	2016	2020	3	定員	開設・定員充足率は5~7割	

おり、これらを除くと2%程度になる。

以上、保育サービスを提供する保育所以外の施設・事業の制度や実態を見てきた。保育所の利用者・定員に対するこれらの施設・事業の利用者・定員の比率は(表5)、幼稚園の預かり保育が2019年に7%、認定こども園が2018年に10%、地域型保育事業が2020年に3%、自治体の補助を受ける認可外保育施設が2020年に2%、企業主導型保育事業が2020年に3%であり、以上を単純に合計すると25%となる。ただし、幼稚園の預かり保育のうち長期休業中に利用できない期間があるものが3割、企業主導型保育事業の定員のうち未開設分や未充足分が3~5割程度あり、これらを除くと合計21~22%になる。

本節では、競争という条件に関して、保育所の供給量を見た上で、保育サービスの供給を増やすための国の計画や保育所への国の支出を概観し、供給を増やすための手段として、規制緩和、施設・職員の確保、営利企業の参入、保育所以外の施設・事業を取り上げて、それらの制度や実態を見てきた。

保育所の利用者は $1997 \sim 2005$ 年、定員は $2003 \sim 07$ 年に大きく増加し、また、2010年以降はどちらも大きく増加し、特に2015年以降は定員が急増した。

保育所の定員充足率は1999年以来9割以上が続き、特に2001~14年には10月時点で100%を超え、また、待機者は定義が変更された2001年から2019年まで2万人前後が続き(他にも広義の待機者が5~7万人おり)、2000~12年に保育所利用者の15%前後は希望する時期から利用できなかった。他方で、待機者は利用者に対して1%前後(広義の待機者を含めても5%未満)であり、また、大都市部では2002年に利用可能な保育所が平均3~4あり、利用者は平均1~2番目に希望した保育所を利用しており⁽⁸⁾、全国でも2000年頃に利用者の8~9割は希望する保育所を利用できていた。このように、保育所を希望どおりに利用することが困難な場合もあるが、希望する保育所を利用できる場合が大部分だった。

表6 供給増加の主な手段

手段	開始年	実施状況	供給増加の効果
規制緩和			
施設			
土地・建物の借用	2000	2003年、土地借用の保育所0.6%、建物0.2%(以後不明)	懂少、不明
園庭に代わる公園等の使用	2001	2002年、公園等使用の保育所12% (園庭の代替不明、以後不明)	不明
乳児保育の面積基準	2001	2004年、受入枠増加の保育所8%(受入増加数不明、以後不明)	不明
国と異なる面積基準	2012	2014年、緩和1市	僅少
都市公園への設置	2015	2018年、18か所	僅少
職員			
短時間勤務保育士	1998	2014年、導入保育所46% 1999~2006年、導入理由:需要への対応5~7割(受入増加数不明)	不明
保育士の数・資格	2016	2016年、特例措置の都道府県・大都市7割 2016年、効果:保育士不足への対応2割(受入増加数不明)	不明
定員			
定員超過	1998	2014年、実施保育所74%	2006年、定員の8%分
小規模保育所	2000	~2017年、11~20人の保育所の増加326	2017年、定員の0.3%
分園	1998	2017年、700分所	2017年、定員の0.9%
施設の確保			
土地・建物の賃借料への補助	2009	不明	不明
会有財産の活用			
余裕教室の転用	1997	2017年、81か所	世少
公有財産の貸付け	2001	不明	不明
公私連携保育法人	2015	僅少	僅少
大規模マンションへの併設	2017	不明	不明
職員の確保			
給与引き上げ等	2013	~2019年度、年収17%増加	~2017年度、保育士22%· 保育人材24%增加
営利企業の参入	2000	(略)	2019年、保育所の8%
保育所以外の施設・事業	多様	(知)	2018~20年、利用者・定員 の21~25%

保育サービスの供給を増やすための国の計画に保育サービス全体に関する数値目標が記載された 2002年度以降、保育所の定員はおおむね以前よりも大幅に増加し、数値目標が高い計画の期間には 定員の増加数も多いという傾向が一部を除き見られた。また、保育所の運営費や施設整備費に関す る国の支出が増加した時期にも、定員や利用者が大幅に増加する傾向が見られた。

保育サービスの供給を増やすための手段のうち(表6)、保育所の供給を増やす直接の効果が比較 的大きかったものは、定員超過を認める規制緩和(2006年に定員の8%分)、営利企業の参入(2019 年に保育所の8%)である。定員超過を認める規制緩和は、特に1998年から進められ、2003年以降 の定員の大幅な増加に先立って、利用者の増加に寄与した。利用者の増加数に対する定員超過の増

表7 定員超過の寄与率

	定員	利用者		定員超過			
	人数	人数	増減	超過率	人数	増減	寄与率
1997	191.6	173.9	_	2.1	4.0	_	_
1998	191.5	179.0	5.1	3.1	5.8	1.8	36
1999	192.0	184.4	5.5	4.5	8.6	2.8	51
2000	192.6	190.4	6.0	6.0	11.6	3.0	50
2001	193.9	195.0	4.6	7.3	14.1	2.5	55
2002	196.0	200.5	5.5	7.8	15.2	1.1	21
2003	199.5	204.8	4.3	7.8	15.6	0.4	9
2004	202.9	209.0	4.2	8.1	16.4	0.8	20
2005	206.1	211.8	2.8	8.2	16.8	0.4	15
出典等	()	1)		2	$A \times C$		D/B
備考	A		В	С		D	

- 単位:人数と増減は万人、率は%。出典:①厚生労働省施設概況2001,2005、②児山2021:193。
- ・注:10月時点(定員超過に合わせた)。2006年は利用者が減少したため除いた。

表8 営利企業の参入の寄与率

	全	体	営利企業					
	施設数	増減		施設数		増減	寄与率	
	/IEHZ XX	F EI 1/24			平均	- H 1/24	ылт	
2012	23,740	_	382	378	380	_	_	
2013	24,076	336	474	486	480	100	30	
2014	24,509	433	657	650	654	174	40	
2015	25,580	1,071	927	981	954	301	28	
2016	26,265	685	_	1,264	1,264	310	45	
2017	27,137	872	_	1,601	1,601	337	39	
2018	27,951	814	_	1,975	1,975	374	46	
2019	28,737	786		2,360	2,360	385	49	
出典等	1		2	1		•	B/A	
備考		А				В		

- 単位:施設数と増減はか所、寄与率は%。
 出典:①厚生労働省施設調査2012-2019:第2表(基本票)、②厚生労働省2016a:3。
 注:2009~11年は回収率が変動しているため除いた。「―」は数値なし。2つの数値 がある年は平均した。

加数の比率は(表7)、1998 ~ 2001年に4 ~ 6割、2002 ~ 05年に1 ~ 2割だった。また、営利企業の参入は2000年に可能になり、その後も施設整備費の軽減や運営費の使途制限の緩和が行われ、2010年以降、参入数が大幅に増加した。全保育所の増加数に対する営利企業の保育所の増加数の比率は(表8)、2013 ~ 19年に3~5割だった。

これらの他にも、保育所以外の施設・事業の利用者・定員は、保育所の利用者・定員に対して 2018 ~ 20年に21 ~ 25%であり、保育所への需要を減らし、保育所の競争に寄与したと考えられる。また、職員の確保のための対策が2013年度から本格化し、給与が2019年度までに17%上昇し、保育士・保育人材が2017年度までに2割以上増加したことは、この時期の保育サービスの供給増加の前提になったといえる。

注

- (1) 県・市で初めての公私連携型保育所の設置に関する記事が散見される(朝日新聞2017.4.6、松戸市2017: 26、大和市2021)。
- (2) 「保育士確保プラン」の2013年度の保育士数 (37.8万人)の出典は示されていないが、厚生労働省が毎年公表している社会福祉施設等調査によると、2013年の保育所等 (保育所型・幼保連携型認定こども園を含む)の従事者数は、保育士が35.6万人、施設長が2.2万人、両者の合計が37.8万人だった (厚生労働省施設調査2013:第14表)。これは偶然の一致である可能性もあるが、2017年の数値を見ると、保育士が36.3万人、施設長が2.2万人、合計38.5万人であり、ほとんど増加しなかった (厚生労働省施設調査2017:第14表-2)。ただし、2015年以降の調査では、保育所等の他に小規模保育事業所が追加され、また、保育士の他にさまざまな保育士資格保有者 (保育教諭、講師、保育従事者、家庭的保育者)の項目が追加されており、厚生労働省による保育士数の推計もこれらを含んでいる(会計検査院2019b:144)。これらの保育士資格保有者の数は、2017年に、保育所等で5.9万人、小規模保育事業所で1.6万人、合計7.5万人であり (厚生労働省施設調査2017:第14表-2)、保育士・施設長の合計38.5万人との総計は46.0万人になり、厚生労働省による保育士数の推計(46.4万人)に近くなる。なお、「保育人材」の人数は保育士の人数等を合計したものであるとだけ述べられており(会計検査院2019b:145)、保育士以外に何を含むかは不明である。
- (3) 新設された認定こども園の中には、この制度がなければ保育所として新設されたものも含まれると考えられるが、その数は不明であるため、これを除いて計算することはできない。
- (4) なお、認可外保育施設の質については、多様な結果が示されている。まず、東京都の認可外保育施設と東京都近辺の10都県の認可保育所への2002年の調査結果の分析によると(回答は認可外保育施設60、公立認可保育所639、私立認可保育所712)、国の最低基準を満たす認可外保育施設の質は、認可保育所よりも優れている項目、劣っている項目、統計的に有意な差のない項目があり、40項目の総得点では有意な差はなかった(清水谷・野口2004:49-50,87-92)。他方、東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県の保育施設への2002年の調査によると(回答は、地方自治体から補助を受ける認可外保育所90、公立認可保育所274、私立認可保育所139)、地方自治体から補助を受ける認可保育所は、児童に対する保育士の比率、保育士のうち常勤の割合、園庭がある割合、園庭の面積、各種行事・メニュー(リズム体操を除く)・健康診断の実施率が認可保育所よりも小さかった(乳児室・ほふく室の面積は大きかった)(白石・鈴木2003:156-8)。また、死亡事故の件数を見ると、2015 ~ 19年に、認可保育所の利用者が206 ~ 216万人、死亡事故が年間2 ~ 5件だったのに対し、認可外保育施設の利用者は22 ~ 28万人、死亡事故は年間3 ~ 10件だった。ただし、自治体の補助を

受ける認可外保育施設の死亡事故は、この間に計1件だった(内閣府事故報告2015-2019)。

- (5) 保育内容についての指導などを行う事業の名称は、2014年度は認可化移行総合支援事業の認可化移行助言指導支援(厚生労働省2014b)、2015 ~ 16年度は認可化移行調査費等支援事業の認可化移行助言指導支援事業(同2015b)、2017 ~ 19年度は認可保育所等設置支援事業の認可化移行調査費等支援事業の認可化移行助言指導支援事業(同2017c:別添4)、2020年度は認可保育所等設置支援事業の認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業の認可化移行助言指導支援事業(同2020:別添3)である。また、改修費等を補助する事業の名称は、2015年度は認可化移行改修費等支援事業(同2015d)、2016年度は保育所等改修費等支援事業、2017年度以降は認可保育所等設置支援事業の保育所等改修費等支援事業の認可化移行改修費等(同2017c:本文、別添1)である。
- (6) 事業の名称は、2015年度以降、子どものための教育・保育給付費補助事業の認可化移行運営費支援事業である(厚生労働省2015e:別添1)。
- (7) 『保育情報』476号(2016年7月)、21-31頁。
- (8) 児山2021:182では2000年と記述したが、正しくは2002年である。

参照文献

厚生労働省賃金調査、内閣府2010、内閣府事故報告、文部科学省アスベスト、文部科学省幼児調査は発行年ではなく調査時点の年(度)を示した(次号も同様である)。

朝日新聞 (2017.4.6)「県内初の公私連携型保育所 つくばみらい市、運営費の削減狙い」(朝刊、茨城、21面)。 五十嵐裕子 (2017)「日本における家庭的保育制度の変遷と家庭的保育制度研究の動向」『浦和論叢』56、1-29。 会計検査院 (2013)『平成24年度決算検査報告』。

- ――(2019a)「企業型保育施設の整備における利用定員の設定等について」(2019年4月23日)。
- ――(2019b)「待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策に関する会計検査の結果について」 (2019年12月)。
- 厚生省 (1995) 厚生省児童局長「保育所の設置認可等について」(児発第271号、1963年3月19日、1995年4月1日 改正)、ハンドブック1999:178-180。
- ——(1999) 厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長「余裕教室 を活用した社会福祉施設への改築整備の促進について」(社援第709号、1999年3月24日)、厚生省老人保健 福祉局老人福祉計画課・老人福祉振興課編『老人福祉関係法令通知集 平成11年度版』(第一法規出版、 1999年)、1834-1835。
- ——(2000a) 厚生省児童家庭局長「保育所の設置認可等について」(児発第295号、2000年3月30日)、ハンドブック2001:185-187。
- ——(2000b) 厚生省児童家庭局長「保育所運営費の経理等について」(児発第299号、2000年3月30日)、ハンドブック2001:522-528。
- ——(2002a) 厚生事務次官「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)について」(厚生省社第409号、1991年11月25日、2002年2月27日改正)、ハンドブック2002:626–709。
- ---(2002b) 厚生省児童家庭局長「保育所運営費の経理等について」(児発第299号、2000年3月30日、2002年3月29日改正)、ハンドブック2002:610-616。
- ——(2002c) 厚生省児童家庭局保育課長「『保育所運営費の経理等について』の運用等について」(児保第21号、

- 2000年6月16日、2002年3月29日改正)、ハンドブック2002:619-625。
- ——(2002d) 厚生省児童家庭局長「特別保育事業の実施について」(児発第247号、2000年3月29日、2002年5月21日改正)、ハンドブック2002:953-986。
- ——(2005) 厚生省児童家庭局長「保育対策等促進事業の実施について」(児発第247号、2000年3月29日、2005年5月11日改正)、ハンドブック2006:991-1008。
- ——(2012) 厚生省児童家庭局保育課長「『保育所運営費の経理等について』の取扱いについて」(児保第21号、2000年6月16日、2012年11月5日改正)、ハンドブック2014:992-1000。

厚生省児童概況 (1997) 「地域児童福祉事業等調査の概況」。

- 公正取引委員会(2014a)公正取引委員会事務総局経済取引局調整課「社会福祉法人と株式会社のイコールフッティングについて」(保育分野に関する意見交換会、第3回、2014年3月17日、資料2)。
- ---(2014b) 『保育分野に関する調査報告書』(2014年6月)。

厚生労働省(2001)厚生労働省雇用均等・児童家庭局『全国児童福祉主管課長会議資料』(2001年12月26日)。

- ――(2003)厚生労働省雇用均等・児童家庭局『次世代育成支援対策担当課長会議』(2003年8月19日)。
- ——(2005a) 厚生労働事務次官「平成17年度次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」(厚生労働省発 雇児第1125001号、2005年11月25日)、ハンドブック2006:684-722。
- ---(2005b) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「余裕教室を活用した児童福祉施設等への改築整備の促進について」(雇児発第1125010号、2005年11月25日)、ハンドブック2006:750-751。
- ——(2006) 厚生労働事務次官「平成18年度次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」(厚生労働省発 雇児第0122001号、2007年1月22日)、ハンドブック2007:686-723。
- ――(2007) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「余裕教室を活用した児童福祉施設等への改築整備の促進について」(雇児発第0122014号、2007年1月22日)、ハンドブック2007:751-752。
- ---(2008a) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「保育対策等促進事業の実施について」(雇児発第0609001号、 2008年6月9日)、ハンドブック2008:1103-1130。
- ――(2008b) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「余裕教室を活用した児童福祉施設等への改築整備の促進について」(雇児発第0612009号、2008年6月12日)、ハンドブック2008:919。
- ---(2008c)「保育サービスの質について(2)(認可外保育施設の質の向上)」(社会保障審議会少子化対策特別部会、第14回、2008年10月14日、資料2)。
- ――(2009a)「家庭的保育事業 (国庫補助事業) について」(家庭的保育の在り方に関する検討会、第1回、2009年 1月30日、資料4)。
- ——(2009b)「多様な保育関連給付メニューについて」(社会保障審議会少子化対策特別部会保育第二専門委員会、 第2回、2009年9月11日、資料1-1)。
- (2010)「行政事業レビューシート(事業名:ベビーシッター派遣事業)」(事業番号862)。
- ——(2011a) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「余裕教室を活用した児童福祉施設等への改築整備の促進について」(雇児発第0612009号、2008年6月12日、2011年3月31日改正)、ハンドブック2011:1106-1107。
- ---(2011b) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」(雇 児発0930第1号、2011年9月30日)、ハンドブック2012:1603-1639。
- ――(2011c)「行政事業レビューシート(事業名:待機児童解消促進等事業)」(事業番号763)。
- ---(2012)「平成24年行政事業レビューシート(事業名:事業所内保育施設設置・運営等支援助成金)」(事業番号631)。
- ——(2013a) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「保育対策等促進事業の実施について」(雇児発第0609001号、2008年6月9日、2013年5月15日改正)、ハンドブック2013:1603-1626。

- ——(2013b) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「新制度を見据えた保育所の設置認可等について」(雇児発0515 第12号、2013年5月15日)、ハンドブック2013:386-387。
- ――(2013c) 雇用均等·児童家庭局、職業安定局「保育を支える保育士の確保に向けた総合的取組」(2013年10月)。
- ——(2014a) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「保育対策等促進事業の実施について」(雇児発第0609001号、2008年6月9日、2014年4月1日改正)、ハンドブック2014:1553-1570。
- ——(2014b) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「認可化移行総合支援事業の実施について」(雇児発0529第26号、2014年5月29日)、ハンドブック2014:1647-1650。
- ---(2014c)「行政事業レビューシート(事業名:待機児童解消促進等事業)」(事業番号657)。
- ---(2015a)「『保育士確保プラン』の公表」(2015年1月14日)。
- ---(2015b) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「認可化移行調査費等支援事業の実施について」(雇児発0413第 12号、2015年4月13日)、ハンドブック2015: 1415。
- ---(2015c) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「賃貸物件による保育所改修費等支援事業の実施について」(雇 児発0413第20号、2015年4月13日)、ハンドブック2015: 1409。
- ---(2015d) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「認可化移行改修費等支援事業の実施について」(雇児発0413第 22号、2015年4月13日)、ハンドブック2015:1411。
- ---(2015e) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について」(雇 児発0413第36号、2015年4月13日)、ハンドブック2015: 1204-1205。
- ---(2015f) 厚生労働事務次官「平成27年度 (平成26年度からの繰越分) 保育所等整備交付金の交付について」(厚生労働省発雇児0724第6号、2015年7月24日)、ハンドブック2015:1101-1104。
- ---(2015g)「保育士等における現状」(保育士等確保対策検討会、第1回、2015年11月9日、資料4)。
- ——(2016a)「保育分野における規制改革」(規制改革会議健康・医療ワーキング・グループ、第48回、2016年4月14日、資料2)。
- ——(2016b) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「保育所等改修費等支援事業の実施について」(雇児発0704第7号、2016年7月4日) (神奈川県私立幼稚園連合会ウェブサイト、資料室―全日私幼連(情報提供)、www.shinshiyou.com/dataimge/1469857837.pdf、2021年4月27日閲覧)。
- ---(2016c) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について」(雇 児発0413第36号、2015年4月13日、2016年7月7日改正)、ハンドブック2016:1104-1107。
- ---(2017a) 厚生労働事務次官「平成29年度保育所等整備交付金の交付について」(厚生労働省発雇児0331第6号、2017年3月31日)、ハンドブック: 2017: 1001-1065。
- ---(2017b) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について」(雇 児発0413第36号、2015年4月13日、2017年3月31日改正)、ハンドブック2017:1154-1158。
- ---(2017c) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「認可保育所等設置支援事業の実施について」(雇児発0331第30号、2017年3月31日)、ハンドブック2017:1429-1434。
- ---(2017d)「平成28年度 保育所・幼稚園・認定こども園等に係る実態調査等の集計結果概要について」(子ども・子育て会議、第31回、2017年9月8日、資料9-2)。
- ――(2017e)「保育分野の現状と取組について」(規制改革推進会議保育・雇用ワーキンググループ、第1回、2017年9月22日、資料2-1)。
- ---(2017f) 厚生労働省子ども家庭局保育課「『規制改革推進に関する第2次答申』を踏まえた具体的な留意事項等について」(2017年12月21日)、子ども家庭局『全国児童福祉主管課長会議説明資料』(2018年3月20日)、112-113。
- ――(2018) 厚生労働事務次官「保育所等整備交付金の交付について」(厚生労働省発子0508第1号、2018年5月8

- 日)、ハンドブック2018:1001-1062。
- ---(2019)「『保育士確保集中取組キャンペーン』を実施します」(2019年1月22日)。
- ---(2020) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「認可保育所等設置支援事業の実施について」(雇児発0331第30号、 2017年3月31日、2020年5月1日改正)、ハンドブック2020: 1586-1593。
- ――(2021)「保育士の有効求人倍率の推移(全国)」(厚生労働省ウェブサイト、保育関係―4 保育士と保育士になりたい人へ―保育士になりたい人のための情報)。
- 厚生労働省・国土交通省(2017) 厚生労働省子ども家庭局保育課長、国土交通省都市局都市計画課長、国土交通 省住宅局市街地建築課長「大規模マンションにおける保育施設の設置促進について」(子保発1018第1号・国 都計第75号・国住街第115号、2017年10月18日)、ハンドブック2018:399-400。

厚生労働省施設概況 (2001, 2005, 2017) 「社会福祉施設等調査の概況」。

厚生労働省施設調査(2012-2019)「社会福祉施設等調査」。

厚生労働省児童概況 (2002, 2003, 2006, 2009, 2012, 2015, 2018)「地域児童福祉事業等調査の概況」。

厚生労働省賃金調査(2009, 2017-2019)「賃金構造基本統計調査」。

厚生労働省プラン集計 (2014-2020)「『待機児童解消加速化プラン』集計結果を公表します」「『待機児童解消加速化プラン』及び『子育て安心プラン』集計結果を公表します」「『子育て安心プラン』集計結果を公表します」。 厚生労働省保育状況 (2017, 2018, 2020)「『保育所等関連状況取りまとめ』を公表します」。

子ども・子育て会議(2013)「議事録」(子ども・子育て会議基準検討部会、第10回、2013年12月16日)。

児山正史(2021)「準市場としての保育所の選択制(2)」『人文社会科学論叢』10、177-199。

仕事子育て調査会 (2001) 仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会 「議事録」(第6回、2001年5月21日)。 清水谷諭、野口晴子 (2004) 『介護・保育サービス市場の経済分析』(東洋経済新報社)。

白石小百合、鈴木亘 (2003)「経営主体別にみた保育サービスの質: 認可・認可外保育所の比較分析」、八代尚宏、 日本経済研究センター編著『社会保障改革の経済学』(東洋経済新報社)、149-170。

全国小規模保育協議会(2016)『小規模保育白書』。

総務省(2017-2021)『地方財政白書』。

東京都(2014)東京都福祉保健局『東京都保育士実態調査報告書』。

内閣府(2008)「認定こども園について」(認定こども園制度の在り方に関する検討会、第1回、2008年10月15日、 資料2)。

- ――(2010) 「PFI 事業情報 (分野別) 」 (内閣府ウェブサイト、PFI 事業情報―事業情報一覧―分野別)。
- ---(2013)「認定こども園制度の見直しの経緯について」(子ども・子育て会議、第3回、2013年6月21日、参考 資料2)。
- ――(2014)「公定価格・利用者負担の主な論点について」(子ども・子育て会議基準検討部会、第19回、2014年4月23日、参考資料3)。
- ——(2016)「認定こども園に関する状況について(平成28年4月1日現在)」(子ども・子育て会議、第28回、2016年7月28日、資料4)。
- ——(2017)「認定こども園に関する状況について(平成29年4月1日現在)」(子ども・子育て会議、第31回、2017年9月8日、資料12)。
- ---(2018)「認定こども園に関する状況について(平成30年4月1日現在)」。
- ――(2019)「企業主導型保育事業(平成28年度・29年度助成決定分)の検証について」(企業主導型保育事業の円 滑な実施に向けた検討委員会、第5回、2019年4月26日、資料1)。
- ---(2020) 「認定こども園に関する状況について(令和2年4月1日現在)」。
- ——(2021) 内閣府民間資金等活用事業推進室 「PFIの現状について」。

- 内閣府・厚生労働省 (2015) 内閣府子ども・子育て本部参事官 (子ども・子育て支援担当)、厚生労働省雇用均等・ 児童家庭局保育課長「『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等 について』の運用等について」(府子本第256号・雇児保発0903第2号、2015年9月3日)、ハンドブック 2015:1054-1058。
- 内閣府事故報告(2015-2019)「『教育・保育施設等における事故報告集計』の公表及び事故防止対策について」。
- 内閣府他 (2016) 内閣府子ども・子育て本部、厚生労働省雇用均等・児童家庭局、文部科学省初等中等教育局「平成28年度予算案における子ども・子育て支援新制度の状況について」(子ども・子育て会議、第27回、2016年1月26日、資料1)。
- 認定こども園検討会(2009)認定こども園制度の在り方に関する検討会「今後の認定こども園制度の在り方について」(認定こども園制度の在り方に関する検討会、第5回、2009年3月31日)。
- 福祉医療機構(2017)独立行政法人福祉医療機構経営サポートセンターリサーチグループ「『保育人材』に関するアンケート調査結果」。
- ――(2019) 同上「平成30年度『保育人材』に関するアンケート調査結果」。
- 福武總一郎(2001)「待機児童ゼロ作戦 多様な主体の保育園を増やすための具体案」(仕事と子育ての両立支援 策に関する専門調査会、第6回、2001年5月21日、資料3)。
- 松戸市 (2017)子ども部幼児保育課「千葉県内初!公私連携型保育所『ケヤキッズ保育園』」『クリエイティブ房総』 (千葉県自治研修センター)94、26。
- 文部科学省(2008a)文部科学省大臣官房文教施設企画部長「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」(20文科施第122号、2008年6月18日)、ハンドブック2008:949-959。
- ――(2008b)「重要対象分野に関する評価書:少子化社会対策に関連する子育て支援サービス」。
- ――(2013)「子ども・子育て支援新制度について(幼稚園関係者向け)」。
- ――(2014)「公立小中学校における余裕教室の活用状況について」。
- ——(2015) 文部科学省大臣官房文教施設企画部長「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」(27文科施第158号、2015年7月1日)、文部科学省2019b:127-134。
- ――(2017)「平成29年度 公立小中学校等における余裕教室の活用状況について」。
- ——(2019a) 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」(30文科施第391号、2019年1月7日)、文部科学省2019b:119-126。
- ――(2019b) 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課『財産処分手続ハンドブック:財産処分手続の概要と事務手続上の留意事項』。
- ---(2020) 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認 等について」(2文科施第281号、2020年12月9日)。
- 文部科学省アスベスト(2015-2018)「学校施設等における吹き付けアスベスト等対策状況フォローアップ調査データ集」「石綿含有保温材等使用状況調査(特定調査)データ集」(文部科学省ウェブサイト、アスベスト対策への取組―これまでの報道発表資料等)。
- 文部科学省・厚生労働省(2006)文部科学省、厚生労働省幼保連携推進室「認定こども園制度の概要」『文部科学 時報』1566、36-47。
- ——(2009) 文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について」(20文科初第1279号・雇児発第0305005号、2009年3月5日、2009年7月1日改正)、ハンドブック2009:837-896。
- ---(2010) 「余裕教室の有効活用:余裕教室活用事例」。
- ――(2012) 文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「平成20年度子育て支援対策臨

- 時特例交付金(安心こども基金)の運営について」(20文科初第1279号・雇児発第0305005号、2009年3月5日、2012年3月31日改正)、ハンドブック2012:1101-1196。
- ——(2013) 文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について」(20文科初第1279号・雇児発第0305005号、2009年3月5日、2013年6月6日改正)、ハンドブック2013:1101-1259。
- ——(2014) 文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について」(20文科初第1279号・雇児発第0305005号、2009年3月5日、2014年5月29日改正)、ハンドブック2014:1004-1198。
- 文部科学省幼児調査(2007, 2019)「幼児教育実態調査」。
- 文部省 (1997) 文部省教育助成局長「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」(文教施第 87号、1997年11月20日)、ハンドブック2001:655-662。
- 大和市(2021)「公私連携型保育所等運営法人の募集について(結果)」(大和市ウェブサイト、保育所・幼稚園、2021年4月27日閲覧)。